

令和3年9月6日（月曜日）

議 事 日 程

令和3年9月6日 午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第27号から議案第34号まで及び報告第2号
（提案理由の説明、決算審査報告）
- 議案第27号 専決処分の承認を求める件
- 議案第28号 令和3年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 令和3年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 令和2年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第31号 令和2年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第32号 令和2年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第33号 令和2年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第34号 令和2年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 報告第2号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

- 1番 古川元規君
2番 良峯喜久男君
3番 加藤智恵子君

4 番 杉 田 雅 史 君
5 番 森 弘 秋 君
6 番 竹 島 貴 行 君
7 番 前 原 英 石 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 古 越 邦 男 君
教 育 長 早 川 誠 一 君
総 務 課 長 松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長 田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹
事 務 局 係 長 喜 田 義 樹

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（杉田雅史君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、令和3年9月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（杉田雅史君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 森 弘 秋 君

6番 竹 島 貴 行 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（杉田雅史君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの12日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉田雅史君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日審議終了までとすることに決定しました。

議案第27号から議案第34号まで及び報告第2号

○議長（杉田雅史君） 日程第3 議案第27号 専決処分の承認を求める件、議案第28号 令和3年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）、議案第29号 令和3年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第30号 令和2年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第31号 令和2年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第32号 令和2年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳

出決算認定の件、議案第33号 令和2年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第34号 令和2年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、報告第2号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書、以上9件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉田雅史君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第27号から議案第34号まで及び報告第2号、以上9件を一括議題とし、提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

○議長（杉田雅史君） 提案理由の説明を求めます。

村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年9月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、本日の定例議会に提出いたしました案件の説明に先立ち、所信の一端を述べさせていただきます。

先般、本村職員が土木関連業者との官製談合疑惑で逮捕されましたことは誠に遺憾で、議員はじめ村民の皆様にご多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

本件につきましては、現在も引き続いて警察による捜査が行われている状況であり、確定前でもありますので、現段階で詳細を申し上げることはできません。

しかしながら、村といたしましては、引き続き真相解明に向けて捜査に全面的に協力してまいりますとともに、予定価格の事前公表を導入するなど透明性の確保を進め、再発防止や信頼回復に向けた取組を十分に進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の進捗状況についてであります。

県内では感染が急拡大しております。先月10日には県の感染拡大特別警報が発出されましたが、感染拡大に歯止めがかからず、医療提供体制のひっ迫が目前であることから、16日からは警戒レベルがステージ3に移行し、その4日後となる同月20日

から今月12日までは、富山市がまん延防止等重点措置の実施区域に指定されております。

昨年3月に県内で初めて新型コロナウイルスによる感染者が確認されて以来、感染者数の推移には幾たびの波がありましたが、このように非常に短い期間内で警戒基準レベルが急激に上がることはいまだかつてなく、村を取り巻く状況はこれまで以上に大きな危機に直面していると感じております。

本村では、国の示す優先順位に従いましてワクチン接種を進めているところであり、65歳以上の高齢者の方については、5月29日から集団接種を開始し、約76.3%となる471名の方に接種を受けていただきました。これに、かかりつけ医における個別接種を合わせますと、既に90%以上の方に接種いただいております、大変多くの方にワクチンを接種いただくことができたものと思っております。

その後、集団接種では、7月14日から、基礎疾患をお持ちの方や高齢者・障害者施設に従事している方、60から64歳の方についての優先接種を開始し、その後も県が設置する特設会場も利用させていただきながら、順に予約受付を開始しております。

11月中旬頃には、希望する村民の集団接種を全て完了するスケジュールを立てており、加えて村内の教育機関や児童福祉施設に従事する方への接種についても、既に9割方完了していることから、現状ではおおむね順調に接種が進んでいるものと感じております。

いずれにいたしましても、村といたしましては、村民の皆様の健康と生命を守るため、引き続きスムーズなワクチン接種体制を整えますとともに、村内施設の開放やイベント開催等に当たっては、最新の感染状況等も加味しながら十分に検討を重ね、慎重に判断を行ってまいりたいと思っております。

また、今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設への感染予防設備の増強事業や、子どもたちの給食費支援事業を盛り込んでおります。こうした具体策も併せて講じながら、この難局を村民の皆様とともに乗り越えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

そして、村民の皆様には、これまで以上に感染対策を徹底し、より高い緊張感を持って、「うつさない、うつらない行動の徹底」をお願いしたいと思います。

次に、1年間の延期を経て、我が国で57年ぶりに開催されました東京2020オリンピック・パラリンピックについてであります。

新型コロナウイルス感染症の爆発的流行下での開催や、それに伴う無観客での開催をはじめ異例づくしの大会でもあり、賛否両論、様々な意見が出ておりましたが、昨日にはパラリンピックの全試合を終えて閉会式を無事に迎えることができ、ほっと胸をなで下ろしているところでございます。

コロナ禍という状況下で開催自体が危ぶまれる中、日々の練習も大きく制限され、選手たちは技術的にも精神的にもこれまでの大会以上に悩み、不安な毎日を懸命に過ごしながらこの大会を迎えられました。

このことを思いながら、私自身、多くの試合中継を観戦いたしました。どんなに先が見えず、つらい状況下にあっても前に進み続けることの大切さや、国籍や文化、障害などを乗り越えたところにある人々の絆や周囲への感謝の思いが伝わってきて、大きな勇気と感動をいただきました。

新型コロナウイルスの感染終息は、見通すことは困難ですが、舟橋村としてできることをしっかり検討し、安心・安全で村民の笑顔あふれる村づくりを進めてまいる所存でありますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日提案しております案件についてご説明申し上げます。

議案第27号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により条例案件3件を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案第28号 令和3年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ5,040万6,000円を追加し、予算の総額を18億7,320万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る費用2,846万9,000円、外出支援体制整備計画策定に係る費用142万6,000円、村道維持補修工事に係る費用300万円、村道海老江中央線道路改良事業に係る費用555万円、村道稻荷八幡川線消雪整備に係る費用252万1,000円等を追加するものでございます。

これに要する財源といたしましては、国庫支出金3,783万9,000円、前年度繰越金1,104万2,000円及び諸収入152万5,000円を充当しております。

議案第29号 令和3年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ363万円を追加し、予算の総額を6,

294万円とするものであります。

今回の補正は、簡易水道事業変更認可申請に係る費用363万円であります。

これに要する財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。

議案第30号から議案第34号につきましては、令和2年度一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

報告第2号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

以上、提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉田雅史君） 提案理由の説明が終わりました。

（決算審査報告）

○議長（杉田雅史君） ここで、令和2年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 川崎正夫君。

○代表監査委員（川崎正夫君） 監査委員の川崎でございます。ただいまご指名を受けましたので、令和2年度の舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、ご報告申し上げます。

決算審査は、去る8月27日と31日に、議会選出の竹島貴行さんとともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、舟橋村一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金について審査をいたしました。

審査に当たっては、各会計別決算書並びに決算附属資料等に基づき、関係諸帳簿・証拠書類等を照合し、関係職員の説明を求めるとともに、例月出納検査の結果を参考に審査いたしました。

その結果、各会計別決算の決算計数は符合しており、適正かつ正確に処理されておりました。

審査の意見といたしましては、1、コロナ禍の影響もあり、租税等の滞納額が増えております。住民に寄り添いながら、なお収納率の向上に努めていただきたい。2、公共

施設の維持管理においては、今後、費用の増加が見込まれます。費用の平準化に努めるとともに、費用対効果を見極め、取捨選択について検討していただきたい。3、財政健全化指数等については、おおむね良好と思われまます。ただ、職員一人一人が経費節減に目を配り、税金は有効、かつ適正・公正に留意し、継続的に事業が執行されるよう努力していただきたい。

以上、決算の概要を簡単にご報告申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（杉田雅史君） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（杉田雅史君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時18分 散会